

公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方（素案）について

1 検討の背景

少子高齢化・人口減少社会を迎える中、本市においても、扶助費を中心とした義務的経費の増加とともに、老朽化が進む多くの公共施設で、大規模改修や建て替え等が必要となることから、今後の財政運営は厳しくなっていくことが見込まれます。

こうしたことを踏まえ、将来にわたって必要な市民サービスを維持し、かつ、的確に実施するため、公の施設に係る使用料については、継続した維持管理コストの縮減を前提として、受益者負担の更なる適正化に取り組む必要があります。

2 基本的な考え方（素案）

別紙のとおり

3 素案のポイント（骨子案から具体化した点）

（1）使用料の定期的な見直し

- ・ 「受益者負担の適正化」を目的として、時々のコストの変化や経済情勢の動向等を適切に反映するため、毎年度コストの状況を確認
- ・ 確認の結果、施設区分ごとに設定する受益者負担割合と乖離する場合は、使用料見直しの検討を実施

（2）受益者負担割合の考え方

- ・ 全ての施設において、受益者負担の原則を一律に適用することは難しいことから、各施設の設置目的に応じて「施設特性（民間施設との代替可能性・公共が担う必要性）」と「利用者特性（選択性、占有性、私益性）」という2つの基準を組み合わせ、9つの区分に分類した上で受益者負担割合を設定

4 今後のスケジュール

基本的な考え方の策定に向けて、以下のとおりパブリック・コメントを実施し、頂いたご意見を踏まえ、令和8年3月を目途に基本的な考え方をまとめます。

（今後のスケジュール）

- ・ 令和7年12月中旬 パブリック・コメント 開始（令和8年1月中旬まで）
- ・ 令和8年3月 基本的な考え方策定
- ・ 令和8年度以降 各施設での使用料見直しに向けた検討及び実施

公の施設に係る使用料見直しの基本的な考え方（素案）

目次

- 1 見直しの必要性
 - （１）背景等
 - （２）統一的な基準の必要性
- 2 使用料見直しに関する基本方針
 - （１）受益者負担の基本的な考え方
 - （２）経費縮減の取組
 - （３）施設の利用率向上に関する取組
 - （４）使用料の定期的な見直し
- 3 統一的な基準を適用する公の施設
- 4 受益者負担割合の考え方
- 5 使用料の算出方法
 - （１）使用料算定の考え方
 - （２）原価（コスト）の考え方
- 6 留意事項
 - （１）使用料の減免に関する取扱い
 - （２）利用料金制を導入している施設について
 - （３）経過措置について
 - （４）市外在住者向けの使用料の設定について
 - （５）その他

1 見直しの必要性

(1) 背景等

- ・ わが国が、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎える中、本市においても、扶助費を中心とした義務的経費の増加とともに、老朽化が進む多くの公共施設で、大規模改修や建て替え等が必要となることから、今後の財政運営は厳しくなっていくことが見込まれます。
- ・ 本市が「選ばれる都市」「持続可能な都市」であり続けるためには、限りある財源を選択と集中の視点で配分し、効果的かつ効率的な財政運営を進めることがより一層重要となります。
- ・ こうしたことを踏まえ、将来にわたって必要な市民サービスを維持し、かつ、的確に実施するため、公の施設に係る使用料（以下「使用料」という。）については、継続した維持管理コストの縮減を前提として、受益者負担の更なる適正化に取り組む必要があります。
- ・ 特に本市においては、旧4市が合併して以降、消費税率引き上げに伴う使用料の改定を除き、全庁的な見直しを実施しておらず、定期的に行う仕組みの構築が必要です。

(2) 統一的な基準の必要性

- ・ これまでの本市の使用料は、統一的な基準によって設定・改定したものではありませんでした。
- ・ こうしたことから、公の施設の維持管理・運営や行政サービスに関する「コストの見える化」を進めるとともに、施設を利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、原価の算定方法や原価に対する受益者負担と公費負担の割合（以下「受益者負担割合」という。）の考え方などを明らかにした、使用料に係る統一的な基準を策定することとしました。
- ・ この受益者負担割合について、本市では、「施設特性」や「利用者特性」の視点に基づき、施設ごとに受益者負担割合を整理し、使用料見直しに係る統一的な基準を定めることとします。

2 使用料見直しに関する基本方針

(1) 受益者負担の基本的な考え方

- ・ 使用料は、施設を利用する対価として徴収されるべきものであり、施設の維持管理・運営に要する経費負担は、利用する方と利用しない方との均衡を考慮した「受益者負担の原則」に基づき設定する必要があります。
- ・ 現在、多くの施設では、利用者の使用料のみで維持管理・運営することができず、これらの経費の不足分には公費（税金）を充当していることから、利用しない方も間接的に当該経費を負担していることになります。
- ・ こうしたことから、使用料の設定に当たっては、施設を利用する方が応分の負担をする「受益者負担の原則」に基づくこととし、利用する方と利用しない方との負担の公平性・公正性を確保することとします。
- ・ また、使用料の見直しの際には、上記の原則を踏まえるとともに、市民生活への影響を考慮の上、利用者に過度な負担が生じないように、十分配慮することが必要となります。

(2) 経費縮減の取組

- ・ 使用料の原価計算の基礎となる施設の維持管理・運営に要する経費は、施設の利用率や稼働率等の運営状況、経済情勢の動向等により変動していくことから、管理者は常に高いコスト意識を持ち、継続した経費縮減の取組によって、効率的かつ効果的な施設運営に努めることが必要です。

(3) 施設の利用率向上に関する取組

- ・ 安定した使用料収入の基礎となる施設の利用率向上に努めるとともに、利用者の満足度を高める取組を図ることによって、サービスの充実と質の向上に努めます。
- ・ また、使用料の見直しによって、施設の利用率低下が見込まれる場合には、改定後の施設運営に当たって、当該施設の魅力を向上させるとともに、利用率を高めるための取組を図ることにより、利用者数の維持・増加及び使用料収入の確保に努めることとします。

(4) 使用料の定期的な見直し

- ・ 「受益者負担の適正化」を目的として、時々のコストの変化や経済情勢の動向等を適切に反映するため、毎年度コストの状況を確認します。
- ・ 確認の結果、施設区分ごとに設定する受益者負担割合と乖離する場合は、使用料見直しの検討を実施することとします。

3 統一的な基準を適用する公の施設

- ・ 統一的な基準の適用に当たっては、地方自治法第 225 条に基づき使用料を徴収することができる公の施設（同法第 244 条の 2 第 8 項及び第 9 項に基づき、指定管理者が利用料金を徴収する公の施設を含む。）を対象とします。
- ・ ただし、以下に該当する施設等及び目的外使用料は対象外とします。
 - ①使用料の額又は算定方法が、法令や国、県の基準等に定められている施設
※市営住宅使用料、保育料、介護保険制度に係る料金など
 - ②独立採算が求められる施設（地方公営企業法の適用施設）
 - ③備品の使用料
 - ④さいたま市行政財産の使用料に関する条例による行政財産の使用に係る使用料

【参考条文】

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（略）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

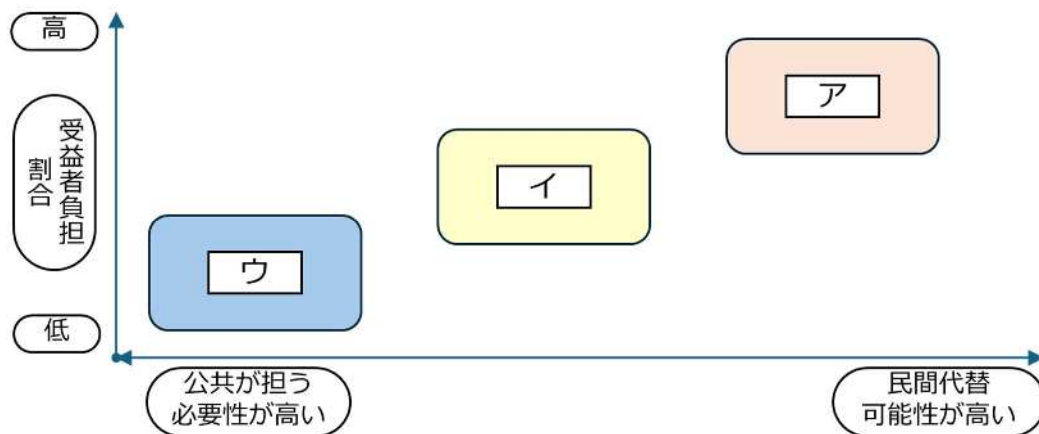
9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

4 受益者負担割合の考え方

- ・ 行政サービスを提供する公の施設には、道路・公園・保健福祉施設などの様々な施設があります。各施設において、その設置目的やサービスの内容等が異なるため、民間によるサービスが提供されにくい施設から、収益可能性があり、民間でも同様のサービスを提供している施設まで幅広く存在しています。
- ・ したがって、使用料の基準を設定する際には、全ての施設において、受益者負担の原則を一律に適用することは難しいことから、各施設の設置目的に応じて「施設特性（民間施設との代替可能性・公共が担う必要性）」と「利用者特性（選択性、占有性、私益性）」という2つの基準を組み合わせ、9つの区分に分類した上で受益者負担割合を設定します。

① 「施設特性（民間施設との代替可能性・公共が担う必要性）」による区分

区分	公共が担う必要性	民間施設との代替可能性	受益者負担割合
ア	低	高	[高]
イ	中	中	[中]
ウ	高	低	[低]



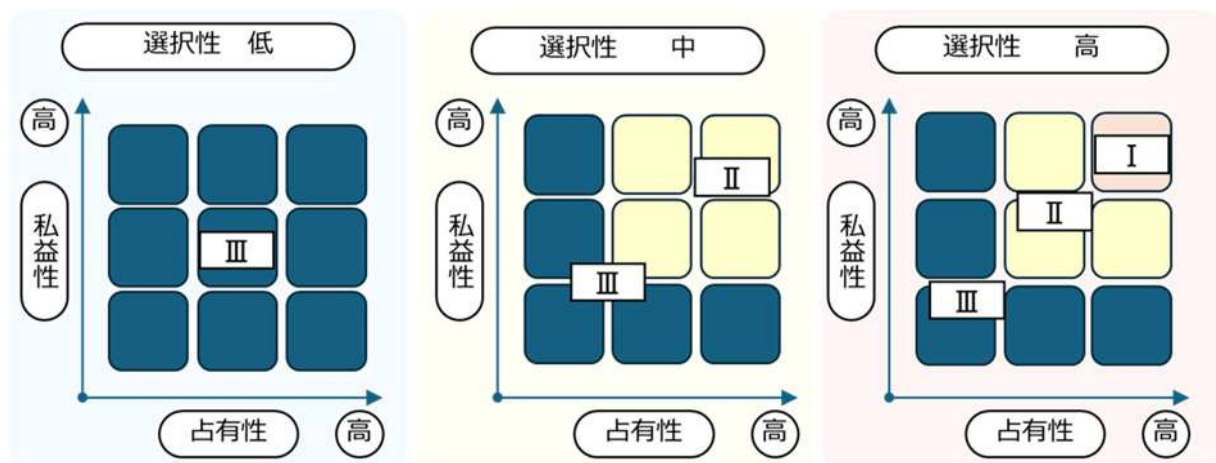
公共が担う必要性が高い：行政による安定的な提供が望ましい施設

民間代替可能性が高い：民間事業者による継続的な運営が可能な施設

② 「利用者特性（選択性、占有性、私益性）」による区分

区分	「選択性 × 占有性 × 私益性」の組合せ			受益者負担割合
I	高	高	高	[高]
II	高	高	中	[中]
II	高	中	中	[中]
II	中	中	中	[中]
III	高	高	低	[低]
III	高	中	低	[低]
III	高	低	低	[低]
III	中	中	低	[低]
III	中	低	低	[低]
III	低	低	低	[低]

※低が1つ以上ある場合に、「Ⅲ（受益者負担割合：低）」で整理



選択性：施設を利用する・しないが、利用者の意思に委ねられる施設

私益性：利用する人にのみ“その効果”が波及する施設

占有性：利用者がその施設を専用で使用し、他の人が同時に利用できない性質の施設

<受益者負担割合の区分>

施設特性			区分	利用者特性
ウ	イ	ア		
C	B	A 高	I	
F	E 中	D	II	
I 低	H	G	III	

5 使用料の算出方法

(1) 使用料算定の考え方

- ・ 原則として、施設の利用実績等に基づき算定した原価（コスト）と、施設の特性に応じた受益者負担割合を基礎として、受益者負担とした原価分全額を適切に転嫁できるように、次のとおり理論上の使用料を算定します。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

具体的な使用料の算出例

- ① 博物館・美術館・プラネタリウム・プール等を利用する場合

$$1 \text{ 人当たりの使用料} = 1 \text{ 人当たりの原価} \times \text{受益者負担割合}$$

- ② 会議室・ホール等の貸室を利用する場合

$$1 \text{ 室当たりの使用料} = 1 \text{ 室当たりの原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(2) 原価（コスト）の考え方

- ・ 使用料を算定するための原価（コスト）は、公の施設の管理運営に係る経費（ランニングコスト）とします。
- ・ また、公の施設は、「住民の福祉を増進する目的」をもって、市が設置したものであり、市民全体の財産として、その利用機会は全ての市民にあることから、施設の取得及び建設に要した費用、施設建設に係る公債費や土地建物の賃借料等のイニシャルコストは、使用料を算定するための原価の対象外とします。

○ 原価（コスト）の対象とする費用

ランニングコスト	公の施設の管理運営に係る経費（維持管理費）	人件費	受付、使用料の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設運営に係る人件費
		物件費等	燃料費、光熱水費、修繕費、役務費（建物保険料）、施設等保守管理委託、使用料及び賃借料、公有財産・備品購入費、負担金、消耗品費、旅費等の維持管理に要する経費

○ 原価（コスト）の対象外とする費用

イニシャルコスト	施設の建設（取得）に要するコスト等	土地取得費用	用地取得費、施設建設費、土地建物賃借料、公債費、中規模・大規模修繕費、工事請負費など
		建設費	
		その他 臨時的な経費	

6 留意事項

(1) 使用料の減免に関する取扱い

- ・ 使用料について、公の施設ごとに、一定の行政目的の達成等のため、減免措置が必要な場合があり、条例や規則において減免となる場合を規定し、減免を実施しています。
- ・ ただし、減免措置は一定の必要性がありますが、あくまで「受益者負担の原則」の例外であり、この例外が際限なく広がることは、受益者負担の適正化に反することとなります。
- ・ したがって、減免の取扱いに当たっては、公の施設の性格と、減免対象となる場合とを十分に検討し、社会情勢の変化等に合わせて適切に見直しを行います。

(2) 利用料金制を導入している施設について

- ・ 公の施設のうち、指定管理者制度による利用料金制を導入している施設について、本基準により定める使用料は、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例等に設定する上限額となります。

(3) 経過措置について

- ・ 使用料の見直しに当たって、原則、受益者負担とした原価分全額を使用料に適切に転嫁することとしますが、次に該当する場合には、経過措置により改定額を調整できることとします。
 - 改定前の使用料に比べ大幅な増額が生じる場合
 - 民間や隣接自治体の類似施設の使用料を大幅に上回る場合
- ・ また、これらの場合に加えて、民間が提供する同種のサービスと比較し、著しく安価となる場合にも、民業の圧迫等が懸念されるため、改定額を調整できることとします。
- ・ 経過措置により調整した使用料については、引き続き施設や施設を取り巻く状況を検証するとともに、原価算定対象となる施設運営費の縮減等を図った上でもなお、増額の改定が必要な場合には、使用料の段階的な引き上げなど、「受益者負担の適正化」の観点から適切な見直しを図ることとします。

(4) 市外在住者向けの使用料の設定について

- ・ 公の施設は、主に市税により建設及び維持管理・運営が行われています。
- ・ 上記の「5 使用料の算出方法」は、市内在住者を基本に設定しています。
- ・ しかしながら、市外在住者の利用も想定している施設があることから、市内在住者との均衡を図るために、市外在住者向けの使用料の設定も必要となります。
- ・ このことから、施設の特性等により、市内在住者と異なる料金を市外在住者の利用に際して求めることができるものとします。

(5) その他

- ・ 基本的な考え方に基づき使用料の算定を検討する過程において、その方法により難しい場合（政策的な位置付け、需要と供給のバランスを重視する必要）は個別に算定を進めるものとしませんが、その対応が恒久的な取扱いにならないよう配慮するものとしします。